

総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。
(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

第2期教育振興基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ

生涯学習(社会教育・家庭教育等)

学校教育

高等学校等

大学等

教育前

義務教育

大学等

大学等

I 4つの基本的方向性に基づく方策

(1) 社会を生き抜く力の養成

教育内容・方法、 教職員(質)	成果目標1：生きる力の確実な育成	成果目標2：課題探求能力の修得	成果目標3：自立・協働 創造に向けた力の育成
	【施策1】教育内容・方法の充実 多言語指導実施、ICTの活用、基礎教育の改善・充実、復習教育等 【施策2】豊かな心の育成 道徳、生涯指導、いじめ・暴力行為、体験等への取組推進、伝統・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】健やかな体の育成 学校体育、学校給食、食育、スポーツ等 【施策4】教員の資質能力向上 養成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、幼児教育・保育の総合的提供等 【施策6】特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基盤となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人の子どもへの教育環境の整備等	【施策8】大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、卒業支援制度の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等	【施策11】現代的・社会的課題に対応した学習等 男女共同参画学習、人権、環境、消費者、防災に関する学習、自立した高齢者を生活するための学習、持続可能な開発のための教育(SDG)、体験活動・就業活動等
質保証	【施策7】検定改善サイクルの確立 9年学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等 【施策10】柔軟な教育システムの構築 高校段階の連携・連携、単位の存続の検討、点検プロセスによる質保証(入試改革等)等	【施策9】教育の質保証 大学評価の強化、大学評価改善等	【施策12】学習の質の保証、学習成果の評価・活用
	成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等		
キャリア・職業教育、 就職支援	【施策13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校現場での職業教育の推進、社会人が受けやすい学習システムの構築、学生への就業支援体制強化等		

(2) 未来への飛躍を実現する人材の養成

新たな価値を創造する 人材	【施策14】多種で高度な学習機会等の確保 高度機能強化、SSH、科学の甲子園等	成果目標5：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成	【施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学院の機能強化等
グローバル人材	【施策16】外国語教育、双方向の質学生交流・国際交流、大学等の国際化 外国語教育の技術的強化、留学支援、新入学に係る環境整備を含む大学等の国際化に向けた支援等		

(3) 学びのセーフティネットの構築

教育費負担軽減	【施策17】教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の取組推進の取組、低所得世帯等の高校生への給付型奨学金の充実、奨学金の充実、授業料減免等	成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保	
学習支援・再チャレンジ	【施策18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地域等の学習環境整備、学校へのローワーク・地域若者サポートステーションの連携等		
安全・安心	【施策19】教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、若狭化対策、安全教育の推進、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進等		

(4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

学習を通じたコミュニティ 形成・コミュニティによる 学習支援	【施策20】活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備 学校支援地域本部・放課後子ども教室、学校・公民館等を拠点とした地域コミュニティ形成、地域とともにある学校づくり(コミュニティスクール等)、地域ネットワークの育成、大学等における生涯学習機能の強化等	成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成	
家庭教育支援	【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの発展による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生涯学習づくりの推進等		

II 4つの基本的方向性を支える環境整備

ガバナンス	【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校規模及び教職員配置の適正化等 【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 施設・ICT教育環境、学校図書館等 【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等	【施策26】大学におけるガバナンスの機能強化 【施策27】大学の機能強化(機能別分化)の推進 【施策28】大学等の財政基盤の確立・施設整備 国立大学運営費交付金や私学助成の確実な措置、戦略的な施設整備等	※成果目標1～8の全体に関係
基盤整備	【施策30】社会教育推進体制の強化 地域の様々な主体との連携・協働による地域課題解決への支援		

III 東日本大震災からの復旧・復興支援

自治体の「教育大綱」と、国の「教育振興基本計画」の関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3（大綱の策定等） 第1項

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

教育基本法第17条（教育振興基本計画） 第1項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

生涯学習(社会教育・家庭教育等)				
学校教育				
就学前	義務教育	高等学校等	大学等	

国:第二期教育振興基本計画

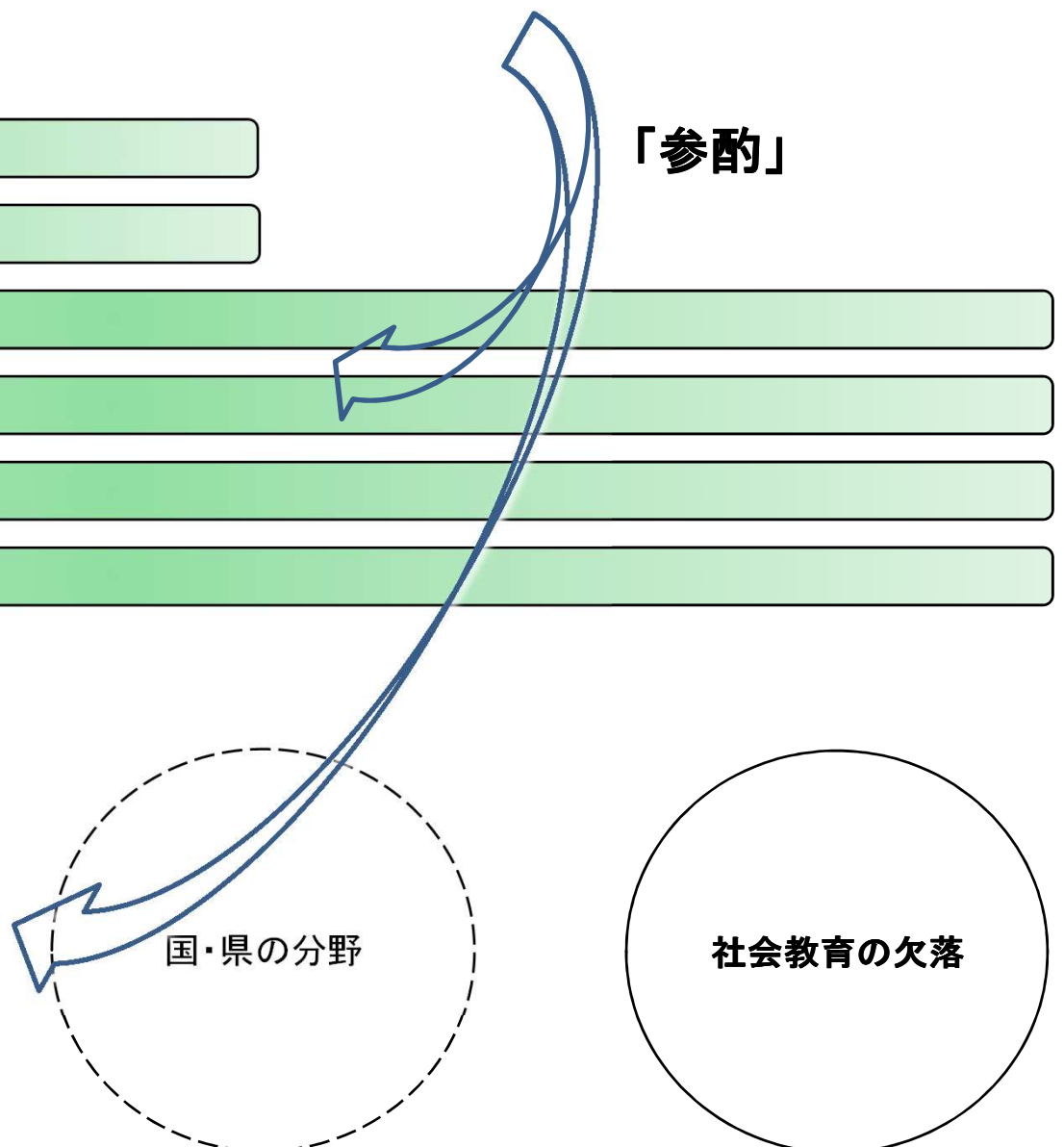
- 1. 生きる力の確実な育成
- 2. 課題探究能力の修得
- 3. 自立・協働創造に向けた力の修得
- 4. 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等
- 5. 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の育成
- 6. 意欲ある全ての者への学習機会の確保
- 7. 安全・安心な教育研究環境の確保
- 8. 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

三重県教育施策大綱(仮称)(骨子案)

- 1. 「生き抜いていく力」の育成
- 2. 「教育安心県」の実現
- 3. 「生涯現役・全員参加型社会」に向けた学習基盤の充実
- 4. 教育への県民力の結集～時を越えた「協創」の推進～
- 5. 「三重ならではの」教育の推進
- 6. 社会的要請・課題を踏まえた教育の充実

四日市市教育大綱

- 1. 社会人になっても通用する問題解決能力の養成
- 2. 豊かな人間性と健やかな体の育成
- 3. 夢や志の実現に向け、自ら学び続ける意欲・態度の涵養
- 4. 家庭、地域、学校・行政が連携・協働した教育の実現
- 5. 都市の特長を生かした四日市ならではの教育の推進



四日市市 国民健康保険特別会計 移送費 決算推移

	予算現額	支出済額	不用額
平成6年度	0	0	0
平成7年度	160,000	0	160,000
平成8年度	160,000	0	160,000
平成9年度	160,000	0	160,000
平成10年度	160,000	51,630	108,370
平成11年度	160,000	0	160,000
平成12年度	160,000	0	160,000
平成13年度	160,000	0	160,000
平成14年度	160,000	0	160,000
平成15年度	160,000	0	160,000
平成16年度	382,000	281,330	100,670
補正予算で、222,000円を増額			
平成17年度	160,000	0	160,000
平成18年度	160,000	0	160,000
平成19年度	160,000	0	160,000
平成20年度	160,000	0	160,000
平成21年度	160,000	0	160,000
平成22年度	160,000	0	160,000
平成23年度	160,000	0	160,000
平成24年度	160,000	0	160,000
平成25年度	160,000	0	160,000
平成26年度	140,000	0	140,000

市立四日市病院所有救急患者輸送自動車について

1 出動実績

平成27年度 0回 (10月29日現在)
平成26年度 0回

	計	搬送必要度		搬送先		収入額 (円)
		高	低	市内	市外	
H25	3	3	0	1	2	0
H24	27	17	10	10	17	47,050
H23	41	24	17	13	28	104,225
H22	41	32	9	7	34	72,650
H21	26	21	5	9	17	33,975

収入額のうち国保に関するもの



件数	収入額 (円)
-	-
2	7,825
8	46,050
0	0
0	0

※ 搬送必要度 : 「高」は現在の「四日市市消防本部の救急自動車搬送」レベルのもの
「低」は現在の「民間介護タクシー等での搬送」レベルのもの

※ 収入額 : 自動車使用料
(医療従事者の費用等は発生しないが、有料道路使用料等については患者負担となる。)

2 経費 (決算額)

平成26年度 14,195円 (保険14,195)
平成25年度 122,231円 (保険14,195・車検108,036)
平成24年度 14,195円 (保険14,195)
平成23年度 161,629円 (保険13,735・車検147,894)
平成22年度 13,735円 (保険13,735)
平成21年度 178,891円 (保険13,891・車検165,000)

法令解釈の基礎

「Aその他やむを得ないこと。」

→ 「A」 **及び** 「その他やむを得ないこと」

→ 「A」 **又は** 「その他やむを得ないこと」

通達

[H6 保発 96・庁保発 29]

VI 移送費に関する事項

1 移送費及び家族移送費の支給要件については、次のいずれにも該当すると保険者が認めた場合とすること。

- (1) 移送の目的である療養が保険診療として適切であること。
- (2) 患者が当該療養の原因である負傷、疾病により移動困難であること。
- (3) 緊急その他やむを得ないこと。

解釈

(3) 緊急その他やむを得ないこと。

→ 「緊急」 **又は** 「その他やむを得ないこと」

移送費〈参考〉例

【お問合せ】

新宿区役所 4階 ⑩番窓口

高齢者医療担当課 高齢者医療係

直通電話 03(5273)4562

決定事例

○ 病院から病院への移送

1. 移送理由：歩行困難。またクロイツフェルト・ヤコブ病の処置・加療のため転院が必要。
2. 移送理由：A病院には専門科がなく、処置ができるB病院へ転院するため。
3. 移送理由：A病院に自傷により緊急搬送されたが、メンタル面を含めた継続加療がひつようなことから、B病院へ転院するため。
4. 移送理由：A病院へ搬送されたが、B病院での手術後の再骨折。A病院では他院で手術した同部位の再手術が行えないことから、B病院へ転院したため。
5. 移送理由：A病院で内科的管理をしていたが改善せず、B病院で外科的治療を行うため転院したため。
6. 移送理由：A病院で脳外科治療終了後、B病院でリハビリテーションが必要なため。
7. 移送理由：結核のため専門病院へ転院したため。
8. 移送理由：A病院で悪性リンパ腫のため入院加療中、転移を認め放射線治療のため転院したため。
9. 移送理由：救急病院から一般病院へ転院したため。
10. 移送理由：手術ができる病院へ転院したため。（離島からの移送）
11. 移送理由：A病院で人工透析中、内シャントの閉塞が発生したが、A病院では処置できないため、処置のできるB病院へ転院したため。
12. 移送理由：病的骨折によりA外科に入院中、検査により原因が癌による骨転移であることが判明したため、精密検査・加療のためB病院へ転院したため。
13. 移送理由：胃ろう造設のため転院したため。
14. 移送理由：全身麻酔による処置が必要であったが、A病院では困難なため処置のできるB病院へ転院したため。
15. 移送理由：A病院に入院中、至急の人工透析が必要となったが、A病院では処置ができないため、処置のできるB病院へ転院したため。
16. 移送理由：A病院で入院加療中、癌の転移を認め治療のため転院したため。

通達

[平成6年9月9日 保険発第119号・庁保険発第9号]

<移送費の支給基準>

(1) 移送費の支給要件

<前略> なお、次のような事例の場合には、移送費が支給されるものであるが、これらの事例は標準的なものであり、個々の事例に応じて社会通念上妥当な範囲内で保険者が適切に判断すること。<以下、①～③の列举あり。後略>

社会保険労務士の見解

[平成6年9月9日 保険発第119号・庁保険発第9号]

今通達において、以下①～③の事例の場合に移送費が支給されるとされているが、これらの事例はあくまで『標準的なもの』の例示であり、個々の事例に対しては個別具体的に『社会通念上妥当な範囲内で保険者が適切に判断すること』とされている。

- ① 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に移送された場合
- ② 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療施設では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送された場合
- ③ 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した場合

よって、『①～③のいずれかに該当していなければ移送費の支給対象にならない』と解釈するのは適切ではなく、以下4条件を満たせば、下記(A)(B)のような場合であっても、移送費支給の対象にすることは可能であると解釈するのが妥当である。

- 一、療養の給付(保険外併用療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は診療所に移送されたものであること
- 一、移送の目的である療養が保険診療として適切であること
- 一、患者が当該療養の原因である負傷、疾病により移動困難であること
- 一、緊急その他やむを得ないこと

- (A) 自宅療養をしていて、移動困難な患者を、緊急性は無いが、やむを得ず、民間救急車で病院に運んだ場合
- (B) 転院する場合でも、緊急性は無いが、やむを得ず、民間救急車で病院に運んだ場合

社会保険労務士
加藤大吾